

## 令和7年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
都市整備部（都市企画課）			
<p>屋外広告物表示許可について（その他） 屋外広告物表示の許可に関し、次の改善措置を講じられたい。</p> <p>(1) 屋外広告物表示許可の申請内容が基準に適合せず、申請の補正が不可能と判断される場合は、申請書を返却するのではなく、鳥取市行政手続条例第7条及び第8条に基づき、申請拒否の処分を文書で行うこと。</p> <p>(2) 申請拒否の処分を行う場合、不服申立ての教示事項を含めた様式を規則等で明確に定めること。</p> <p>(鳥取市行政手続条例第7条・第8条、行政不服審査法第82条)</p>	<p>今後、申請書を返却するのではなく、申請拒否の処分を行うよう、教示事項を含めた様式を定めた業務手順書を作成し運用しました。</p>	<p>令和8年2月12日</p>	
都市整備部（道路課）			
<p>公金事務の委託について（その他） 公金事務を委託したときは、指定公金事務取扱者の住所等、地方自治法第243条の2第2項に規定された事項を告示しなければならないとされている。</p> <p>道路課が所管する駐車場の料金収納を施設管理業務の一部として委託契約しているが、告示を行っていないかった。</p> <p>適正な事務処理を徹底されたい。（地方自治法第243条の2）</p>	<p>令和7年12月4日に告示処理完了しました。（鳥取市告示第422号）</p>	<p>令和8年2月12日</p>	
<p>公印使用について（公印） 行政財産使用許可書には総務課が所管する市長印を使用しなければならないが、道路課が所管する道路占用許可専用印を使用していた。</p> <p>適切な事務処理を徹底されたい。（鳥取市公印管守規程 別表第2）</p>	<p>行政財産使用許可書発行時には市長印を使用しています。</p>	<p>令和8年2月12日</p>	
都市整備部（建築指導課）			
<p>調定について（収入） 国庫支出金及び県支出金の交付決定通知書を受領しているにもかかわらず調定していなかった。調定は、地方自治法第231条等の規定に基づき、内容確認のうえ市が受け入れるべき金額として整理、確定するものである。調定の時期等について十分に理解し、適正な事務処理を徹底されたい。（地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条第1項、鳥取市会計規則第13条）</p>	<p>交付決定通知に合わせて調定を行いました。今後は交付決定の時期に課内へ注意喚起を行い、交付決定通知の受領に合わせて調定ができるよう徹底します。</p>	<p>令和8年2月12日</p>	

## 令和7年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
<p>繰越調定について（収入） 会計規則では、調定した歳入で、当該年度の出納閉鎖期日までに収納されなかったものについては、当該期日の翌日に繰越調定しなければならないことが規定されているが、次の不適切な事務処理が見られた。調定の時期等について十分に理解し、適正な事務処理を徹底されたい。（鳥取市会計規則第18条） （1）令和6年度に交付決定され令和7年度に繰り越した社会資本整備総合交付金及び鳥取県震災に強いまちづくり推進事業補助金について、出納閉鎖日の翌日に繰越調定されていなかったこと。 （2）令和6年度に実施された行政代執行等に対する解体工事費等本人負担分の繰越調定を令和7年4月1日で繰越調定し、出納整理期間中に納付された収入を令和7年度の歳入として整理していたこと。 （3）令和6年度に実施された行政代執行等に対する解体工事費等本人負担分の繰越調定がなされていなかったものが見られたこと。</p>	<p>（1）繰越調定の漏れがないよう複数人での確認を徹底し、再発防止に努めます。 （2）繰越調定の際は複数人で年度や出納整理期間を確認し、再発防止に努めます。 （3）繰越調定の漏れがないよう複数人での確認を徹底し、再発防止に努めます。</p>	令和8年2月12日	
都市整備部（建築住宅課）			
<p>収入の更正について（収入） 鳥取市営住宅等の家賃等は公営住宅管理システムで管理している。このシステムと財務会計システムとは完全な連携ができないため、工夫しながら事務を執行しているところではあるが、次の不適切な運用が見られた。遅滞なく事務処理されたい。（鳥取市会計規則第30条第2項、31条第1項） （1）鳥取市営住宅等と鳥取市若者向け賃貸住宅の家賃 公営住宅管理システムは区分なく整理されているが、財務会計システムでは分けて整理されている。そのため、財務会計システムでは鳥取市若者向け賃貸住宅家賃の収入済額を鳥取市営住宅等家賃の収入済額から更正する必要がある。 歳入予算額、調定額、収入済額は財務上重要な数値である。収入済額を遅滞なく更正整理されたい。 （2）敷金 敷金は歳入歳出外現金として整理するが、財務会計システムの歳入歳出外現金と公営住宅管理システムとの連携がなされていない。そのため、歳計現金で収入を一時処理し、歳入歳出外現金に振替する必要があるが、適時に処理されていなかった。 歳計現金と歳入歳出外現金は主要な区分である。敷金の収入額は遅滞なく更正整理されたい。</p>	<p>（1）、（2）ともに令和7年10月末時点の更正を行いました。今後も適正な時期に更正を行います。</p>	令和8年2月12日	

## 令和7年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
鹿野町総合支所（産業建設課）、青谷町総合支所（産業建設課）			
<p>一括調定について（収入）  指定公金事務取扱者による歳入については、会計規則に、一定期間の調定をとりまとめ、当該末日から5日以内に財務会計システムに登録することができるとされているにもかかわらず、気高循環バス使用料及び青谷バス使用料について、5日を超過して登録しているものが見られた。このことは、令和3年度の定期監査でも指摘事項としていたものであるが、改善されていなかった。適切な事務処理を徹底されたい。（鳥取市会計規則第12条の2）</p>	<p>気高循環バス使用料及び青谷バス使用料について、担当者及び運行委託業者に対して、当該末日から5日以内に事務処理する必要があることを改めて指導し、会計規則に則した事務処理を行っています。また、課長が確認等を行っています。さらに、人事異動により担当が代わる際についても引継ぎ事項として対応していくこととします。</p>	令和8年2月12日	